

# 建設キャリアアップシステムの普及促進 に向けた取組について

Construction Career Up System



「建設キャリアアップシステム シンボルマーク」

- 2020年9月よりZoomを活用したWeb説明会「CCUSサテライト説明会」を開催  
開催件数:2,476件、参加者数:延べ6,004名（11月30日現在）
- 新型コロナウイルス感染拡大の防止を図るため、Zoomに接続した会場や自席のPCから、CCUSの登録・現場運用に関する説明が受けられる仕組みであり、HPから申込みフォームをダウンロードして申し込みが可能
- 説明終了後、参加者からの質疑応答の時間も設けており、電話での問合せ窓口  
に代わって、ユーザーからの質問や相談等を受け付けている。

CCUS事業本部



サテライト会場



Zoom

● Web会議システムを活用することにより、多種多様な開催方法が可能です。

ケース①～1つの会場と接続して開催～

ホール等の大規模会場だけでなく、自社の会議室など小規模な会場でも開催可能です。



Zoom



ケース②～複数の会場と接続して開催～

複数の会議室などと接続して開催することも可能です。



Zoom



ケース③～会場&自席PCと接続して開催～

会場での参加が難しい場合、自席PCからでも参加可能です。



Zoom



ケース④～複数の自席PCと接続して開催～

会場の確保が難しい場合、複数の自席PCと接続して開催することも可能です。



Zoom



- ・ CCUSの登録申請や現場運用の手順について、参加者一人ひとりがパソコンを操作しながら実技修得していく説明会や、サポートを受けながら実際に自社のCCUSの登録申請を行う登録会を展開

概要説明で本質を理解したうえで、事業者・技能者申請に必要な書類を事前にやり取りして準備し、自ら登録実践し習得、現場登録後、能力評価に有効な就業履歴を蓄積するために、施工体制登録、施工体制技能者登録方法を実機操作して習得。

## 概要理解(背景・目的・メリット・事例)

もはや通り一遍の説明を聞くだけの説明会ではなく、モデル工事でどう実践運用していくのか、自らパソコンを持ち込んで出来るようになるまでやる。  
協会の強い意気込みが感じられた(沖縄、参加者；元請52社)

## 申請登録(事業者・技能者)

説明を聞いただけではわからない。  
自社や職人の必要書類を事前にやり取りしてチェックし、  
事業者、技能者登録会で、実際に操作して申請まで行った(群馬、参加者；元下計13名)

## 現場運用(現場・施工体制登録)

ひと通りの運用方法は理解していて、  
有効な就業履歴を蓄積するための具体操作、  
安全帳票の有効な活用方法など、  
さらに踏み込んだ実践習得会(静岡、参加者；元下計18名)

事業者登録・現場運用方法  
実践習得会(沖縄)



技能者申請実践登録会(群馬)

現場運用方法実践習得会(静岡)



**認定登録機関** CCUSの申請書類の受付から審査・登録までを**窓口で行う**。全国206箇所開設R3.12.1現在

- 書面による申請、写真付きの身分証がない申請は、認定登録機関でのみ可能
- 技能者登録は、「詳細型登録」のみの受け付けとなります

認定登録機関開設状況R3.12.1現在

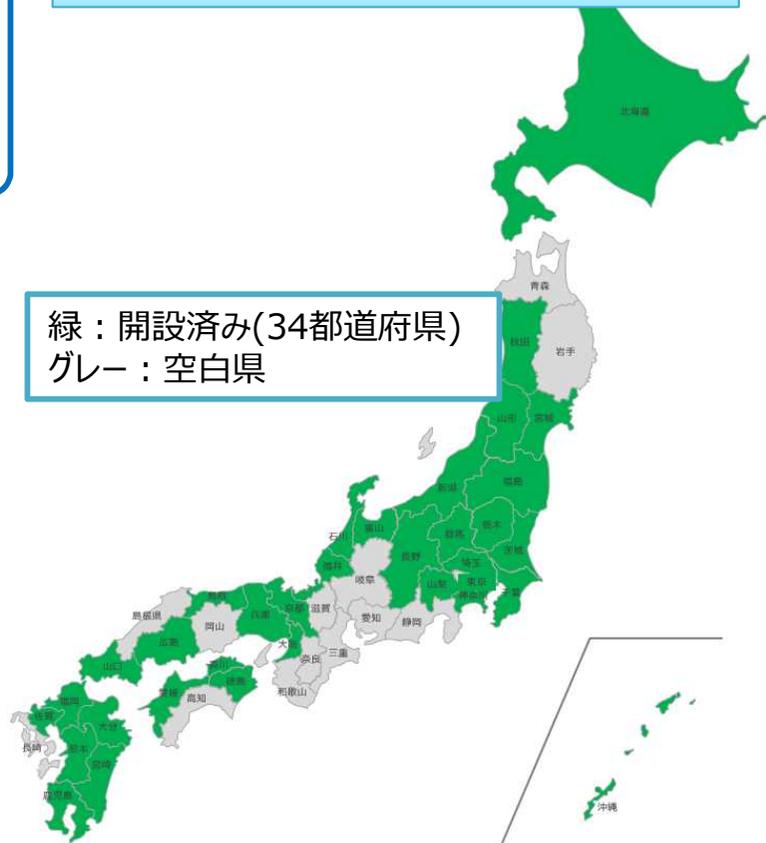
## 認定登録機関 で登録

申請書類の受け取りや記入補助、及び本人情報や資格等の真正性を確認し、情報をシステムに登録するなど、**運営主体と同程度の業務を行う機関**

CCUS運営主体(建設業振興基金)



緑：開設済み(34都道府県)  
グレー：空白県



**登録支援機関** 運営主体が認定する建設業関係団体等で、**会員企業等の限定された申請者を対象として**、申請書類の受取りや記入補助及び運営主体に代わって情報をシステムに登録 (条件は認定登録機関と同様)

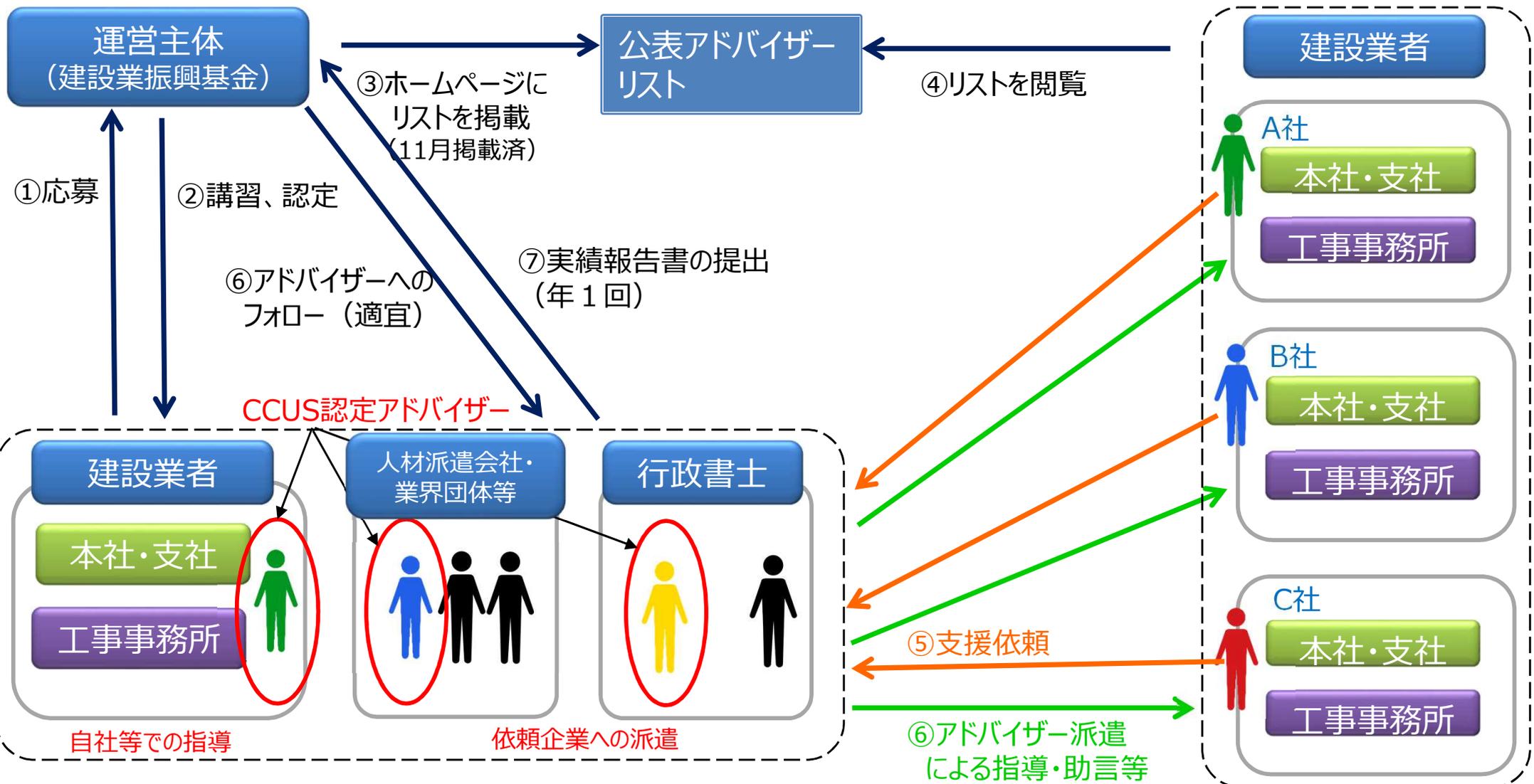
### 全建登録支援機関26協会

(事業者・技能者対象) 18協会 岩手、茨城、栃木、山梨、長野、滋賀、京都、兵庫、奈良、岡山、広島、山口、高知、福岡、佐賀、長崎、熊本、大分  
(事業者対象) 8協会 宮城、福島、埼玉、石川、大阪、和歌山、香川、徳島

**日建連登録支援機関** 大手ゼネコンの複数社が開設又は開設に向けを準備中(協力会社の登録支援を目的)

CCUS認定アドバイザーとは、CCUSの登録、現場運用等に係る専門的知識を修得し、CCUSの利用者に対する適切な指導及び助言等を行うことができ得るとCCUSにより認められた総合アドバイザー。

現在126名（企業、団体及び行政庁内を含む）。10月に第4回50名を公募し、現在講習を実施。この50名を加え、45都道府県に配置し活動を本格化。2022年度末までに300人以上の育成を計画。



- 目的：モデル工事参加者がCCUSの本質を理解し、適正な運用状況を共有したうえで正当な評価が実現され、意義のあるモデル工事となることで普及促進を図る



打合せセッティング、説明会実施、申請登録状況確認・フォロー、現場確認・サポート、評価実施方法アドバイス、**結果確認・展開**

発注者

受注者  
(元請)

受注者  
(下請)

技能者

現場運用



**事前打合せ**

- \* 運用状況把握
- \* 運用上の課題抽出・アドバイス
- \* 事業者・技能者申請登録状況ヒアリング/サポート方法協議
- \* カードリーダーの選定～設置方法アドバイス

**概要・運用方法説明会1**

- \* CCUS概要説明
- \* 現場運用のポイント
- \* 実機を使った操作説明
- \* 申請登録状況フォロー
- \* カードリーダーの選定・設置状況フォロー

**概要・運用方法説明会2**

- \* CCUS概要説明
- \* 現場運用のポイント
- \* モデル工事での運用状況
- \* 工事成績評価に関する情報共有



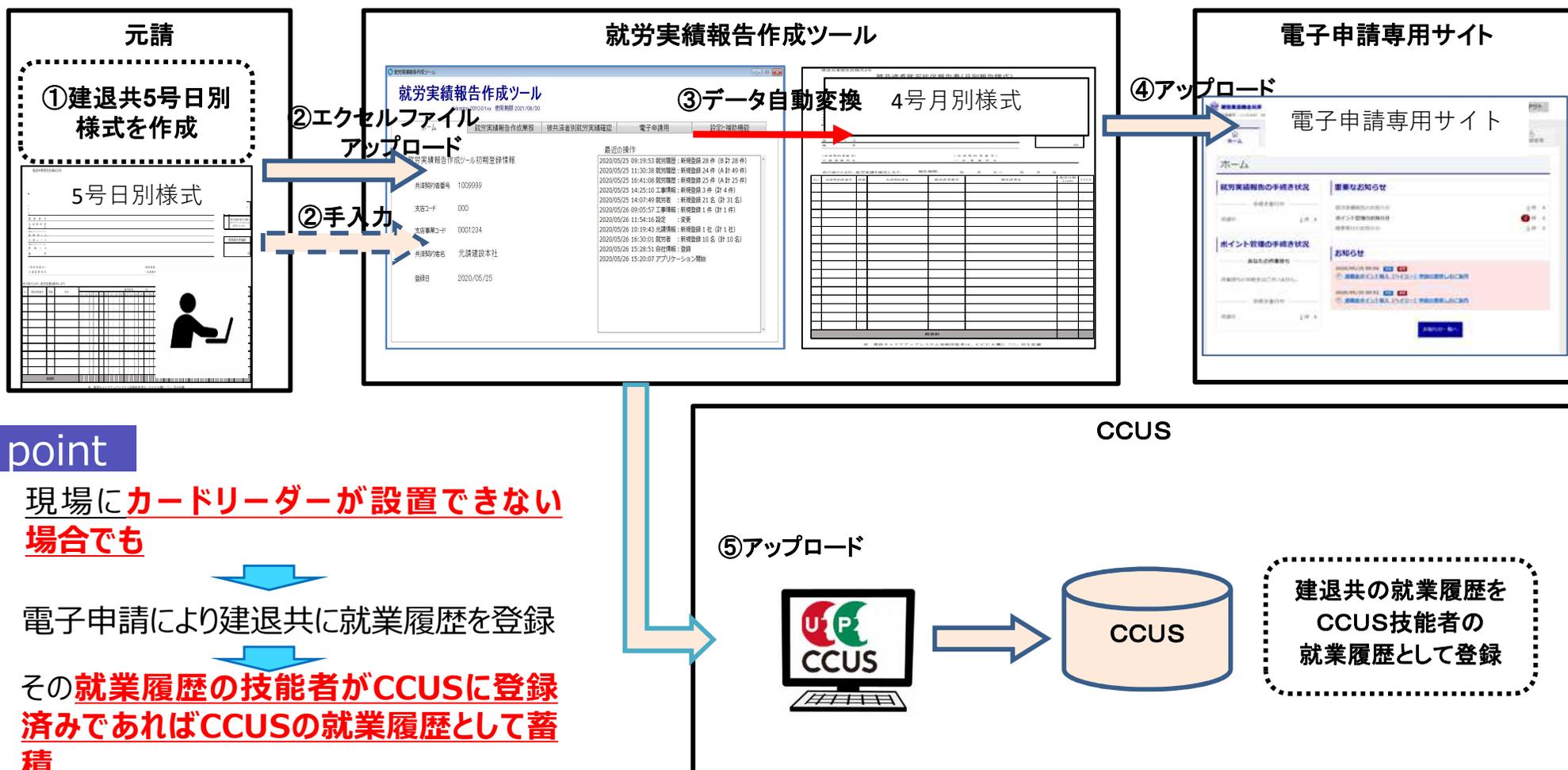
**現場サポート・情報交換会**

- \* 現場運用状況の確認
- \* 課題の抽出・フォロー
- \* 工事成績評価に係るデータの抽出・確認方法協議
- \* 評価実施要領の具体化協議



現場登録、**施工体制登録**、**施工体制技能者登録**、カードリーダー設置、**就業履歴**蓄積、帳票出力、評価受審、**結果総括・展開**

- 元請が建退共の電子申請方式を利用する場合、技能者の就業履歴を「就労実績報告作成ツール」に入力することにより、建退共への登録を行う。
- 建退共に電子申請することによって、簡便な方法でCCUSへのデータの送付が可能となり、登録済の技能者の就業履歴がCCUSにも蓄積される。



## point

- ✓ 現場にカードリーダーが設置できない場合でも
- ✓ 電子申請により建退共に就業履歴を登録
- ✓ その就業履歴の技能者がCCUSに登録済みであればCCUSの就業履歴として蓄積

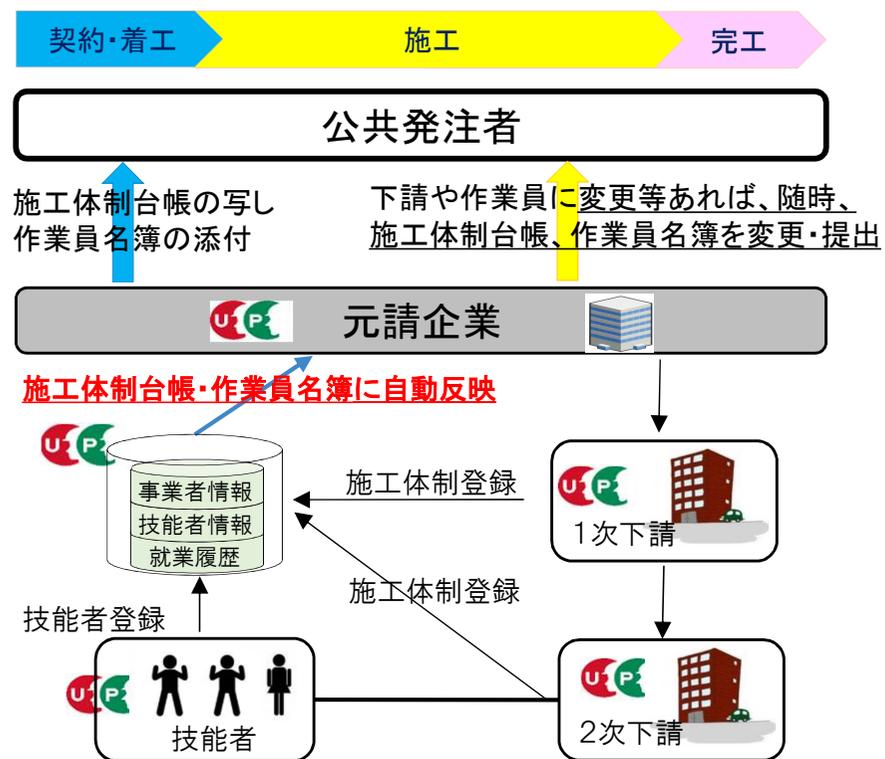


# 施工体制台帳、作業員名簿等の作成効率化



- 2020年10月の建設業法施行規則の改正により、施工体制台帳に作業員に関する情報が追加され、作業員名簿の添付が義務付け。
- 公共工事では、全ての受注者は施工体制台帳と作業員名簿を発注者に提出することが必要（入契法）
- CCUSの登録事業者は、CCUSを活用することで、登録データを施工体制台帳や作業員名簿に自動反映させることができるため、書類作成が効率化

## 施工体制台帳等の作成・提出に係るCCUSの活用

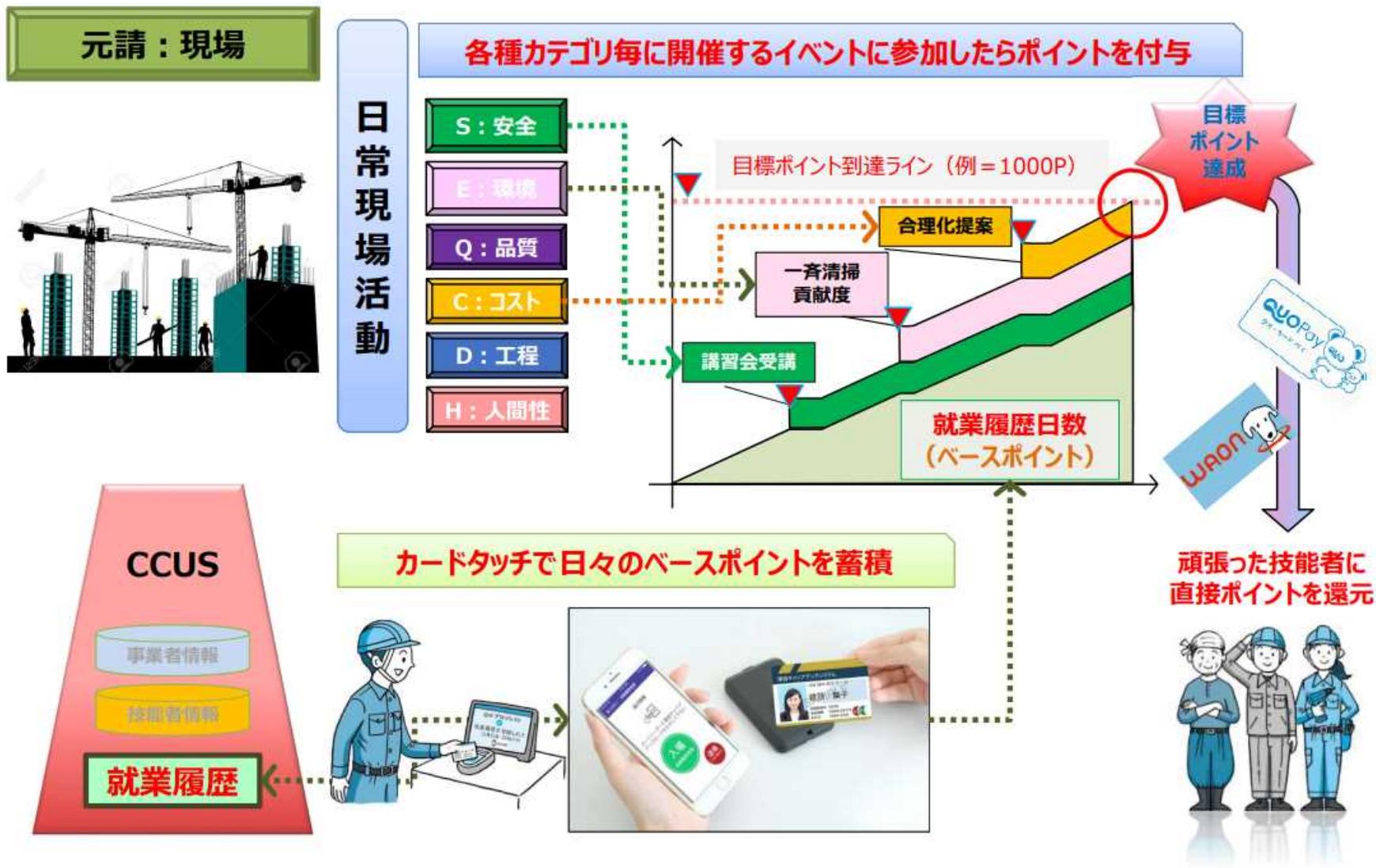


## (例) 施工体制台帳

The screenshot shows a '施工体制台帳' (Construction System Register) form. A red box highlights the '色付き部分が自動反映' (Color-coded parts are automatically reflected) section, which includes fields for '登録済みの事業者' (Registered Business) and '登録済みの作業員' (Registered Workers). The form also includes sections for '《下請自人に関する事項》' (Items related to subcontractors) and '登録済みの下請' (Registered Subcontractors).

- データを自動反映させるためには、
- ①元請、下請、技能者がそれぞれCCUSに登録済みであること
  - ②当該工事現場の施工体制（自社の施工体制登録、技能者登録）登録が必要

- CCUSのカードタッチで日々の就業履歴をベースポイントとして蓄積しながら、現場の日常活動で元請が独自に付与するポイントと合計して目標ポイントに届くと電子マネー等に交換される仕組み
- カードタッチへのモチベーションアップと現場活性化に繋がることを期待し奥村組で実証実験開始



- 厚生労働省と連携して、全国のハローワークにおいて、建設業への就職を希望する求職者に対してCCUS登録済み建設事業主の求人情報を提供し応募を勧奨するとともに、CCUS登録済み建設事業主に対しては求人申込書にCCUS登録の記載を勧奨する取組を開始。公共職業能力開発施設においても、建設分野の職業訓練受講者に対して、CCUSの周知を開始

## 建設雇用改善計画（第十次）におけるCCUSの位置付け

### ※関係箇所抜粋

### 建設雇用改善計画（第十次）の概要

別添 1

建設労働者雇用改善法第3条「建設労働者の雇用の改善、能力の開発及び向上並びに福祉の増進に関する重要事項並びに建設業務有料職業紹介事業及び建設業務労働者就業機会確保事業の適正な運営の確保に関する重要事項を定めた計画を策定するものとする」に基づき策定。

### 基本的施策の主な内容

#### 1 若年者等の建設業への入職・定着促進による担い手の確保・育成

##### (1) 若年労働者の確保・育成

- 若年者に対する建設業の役割・魅力の発信
- 建設キャリアアップシステム (CCUS) 等の推進による担い手の確保・育成

##### (4) ハローワークにおける支援

- ハローワークの「人材確保対策コーナー」において、きめ細かな職業紹介等を実施

#### 2 魅力ある労働環境づくりに向けた基盤整備

##### (3) 賃金の改善

- CCUS、能力評価制度及び見える化評価制度を推進し、賃金水準改善に取り組む

#### 4 雇用改善推進体制の整備

##### (1) 雇用改善を図るための諸条件の整備

- CCUS等の普及促進、新・担い手3法の業界全体への浸透

##### (2) 建設関係助成金の活用

- ニーズ等を踏まえた制度の見直し、周知徹底
- CCUS普及促進に向けた効果的な活用

令和4年度に「建設キャリアアップシステム等普及促進コース（仮称）」を新設し、建設事業主団体が実施するCCUS技能者登録料等の補助やCCUS登録等に係る代行申請手続、就業履歴を蓄積するカードリーダーの導入等に対する支援も実施予定

## CCUSの普及促進に向けたハローワーク等における取組

### II 厚生労働省における施策

### ※関係箇所抜粋

#### 1 建設キャリアアップシステムの周知等

##### (1) ハローワーク利用者に対する周知等【7月15日より実施】

人材確保対策コーナーを中心としたハローワーク利用者への周知等を実施

##### ①求人者に対する対応

- CCUSを認知していない建設事業主に対するリーフレットを活用したCCUSの周知
- CCUS登録済みの建設事業主に対する求人票の作成支援  
→求人票の「求人に関する特記事項」欄にCCUSの取組を記載するよう助言

##### ②求職者に対する対応

- 建設業の就職を希望する求職者に対するリーフレットを活用したCCUSの周知
- 建設業の就職を希望する求職者に対しCCUS登録済み建築事業主の求人情報を提供し、応募を勧奨

##### (2) 職業訓練受講者に対する周知【7月15日より実施】

都道府県や独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構の公共職業能力開発施設における建設分野の職業訓練受講者に対するリーフレットを活用したCCUSの周知

#### 2 建設関係助成金の活用

##### (1) 助成金による支援【実施中】

建設事業主団体が取り組む「CCUS等の普及促進のための研修会、説明会等の実施」や「建設現場での就業履歴を記録するカードリーダーの購入や専用アプリの利用」に対し、人材確保等支援助成金により支援

##### (2) 助成金の見直し検討【令和4年度概算要求に向けて検討中】

国土交通省との連携のもと、建設事業主団体の意見を聴取し、CCUSの普及促進に資する新規助成メニュー導入を検討

- マッチングアプリ「助太刀」において、CCUSに登録済みの同アプリユーザーが自身のプロフィールにCCUSのシンボルマークをバッジ表示する試行を開始



- 建設業を中心に現場の仕事に特化した求人情報誌「パワーワーク」において、CCUSに登録済の求人建設業者にCCUSのロゴを表示する試行を開始

